

定 期 監 査

1 監査の実施期間

令和4年10月4日から同年12月13日まで

2 監査の対象

- ◇ 市 民 部 まちづくり課(地区まちづくりセンターを含む。)、
市民活躍・男女共同参画課(男女共同参画室を含む。)、市民安全課、
市民課(斎場を含む。)、文化スポーツ課
- ◇ 保 健 部 保健医療課、健康政策課、地域保健課(食育推進室を含む。)、
国保年金課、看護専門学校
- ◇ 教育委員会 教育総務課、学校教育課(教育指導室、教育研修センター、特別支援教
育センターを含む。)、学務課(富士川学校給食センターを含む。)、
社会教育課(青少年教育センター、青少年相談センターを含む。)、
文化財課(博物館を含む。)、中央図書館(西・東図書館、富士文庫、
今泉・田子浦・大淵・富士川分室を含む。)、富士市立高等学校
〔小学校〕 岩松、鷹岡、丘、天間、岩松北、富士中央
〔中学校〕 富士、岩松、鷹岡、岳陽
- ◇ 議会事務局
- ◇ 選挙管理委員会事務局
- ◇ 監査委員事務局

3 監査の範囲・方法

令和4年4月1日から同年8月31日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等(郵券受払簿を含む。)により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約内容を見直しするものはないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・不適切な契約手続・履行がされているものはないか。
- ・不適切な随契理由はないか。

(2) 収入関係

- ・不適切な収入手続はないか。

(3) 支出関係

- ・予算科目は適切であるか。
- ・支出の算出根拠等は適切に設定されているか。
- ・不適切な予算執行、支給手続はないか。
- ・支払いの遅延はないか。
- ・支払遅延を免れるために請求書を改ざんしていないか。

(4) その他

- ・現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・法令等に抵触しているものはないか。
- ・郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・委託、補助金等の実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

しかし、指摘事項には当たらないまでも、工事請負費と修繕料の執行について、両者の区分が曖昧なものが複数の所属で見受けられた。工事と修繕では施工監理や完了検査等の面で取扱いが異なるため、適正な公共調達、品質確保の促進の観点から両者の区分をより明確にして、適正な予算措置に基づく執行管理が必要である。

なお、その他の特に注意あるいは検討を要する事項については、特記事項として記載した。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円未満を四捨五入してあるが、端数調整により合計数と一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。